

公共事業における景観面での PDCAサイクルについて

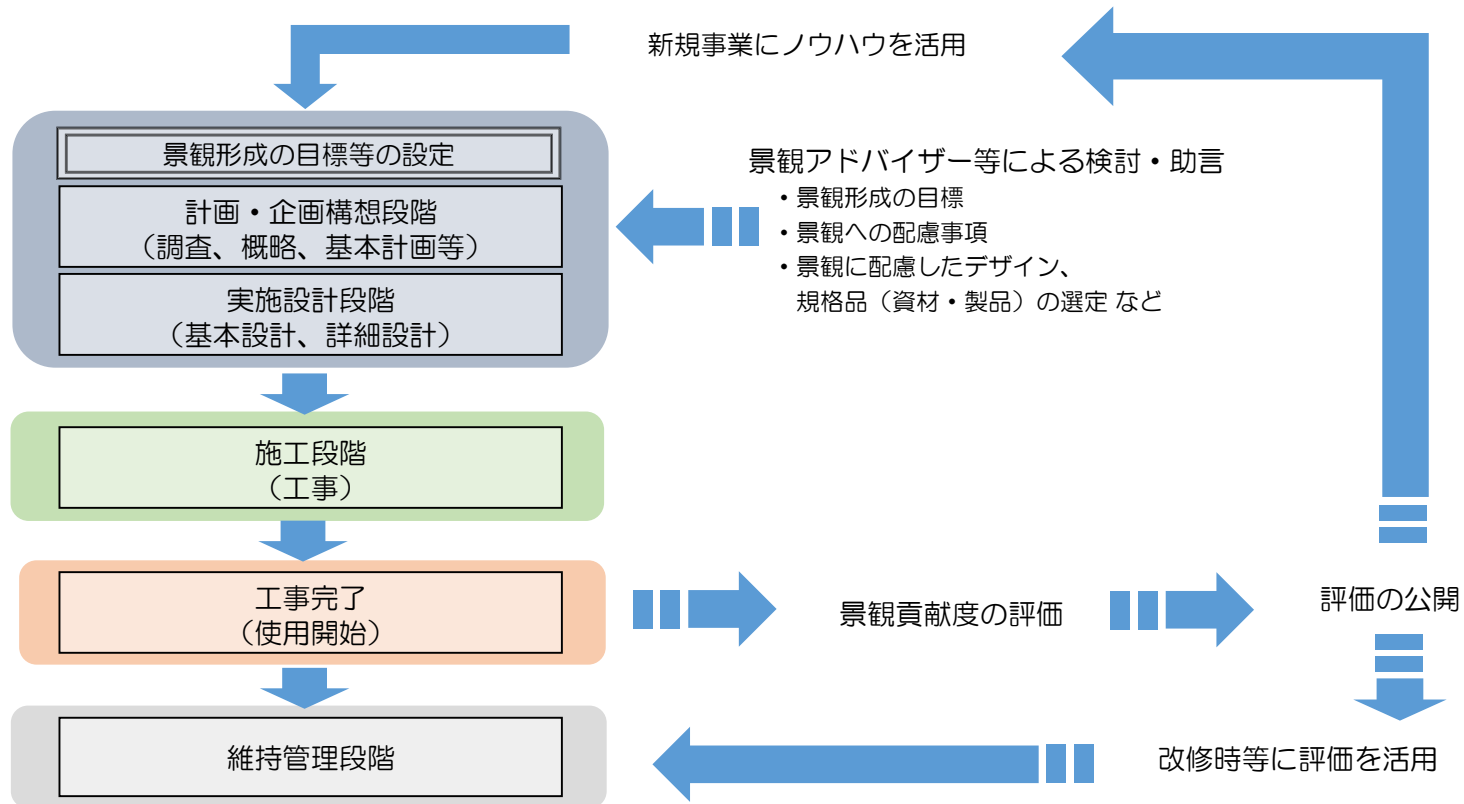
Ⅷ 実現に向けた視点と取組み

2. 公共事業の実施にあたっては、地域の景観づくりの模範となるよう努める

公共事業が地域の景観に与える影響は大きいいため、事業の実施にあたっては、公共自らが景観形成の模範となるよう以下の視点で取り組みます。また、自らの事業が景観形成に寄与するものかどうかを確認する仕組みづくりを検討していきます。

○公共事業における景観面でのPDCAサイクルの確立

- ・公共事業の実施にあたり景観を意識する機会を設けるため、景観アドバイザー等の有識者による助言や景観面からの評価等の仕組みを市町村と連携しながら検討します。



公共事業のPDCAサイクルのイメージ

令和元年度の議論により定まった方向性（概要）

公共事業アドバイス部会のまとめ

➤ 会議実施の回数とタイミング

原則3回。1回目は配置やゾーニングを行うタイミングで実施し、2回目で確認する。
3回目は実施設計の業務開始初期に行う。

➤ 現地確認の必要性・頻度

写真や動画での代用は可能。1回目は必要に応じ現地確認。2回目以降は会議中心。

➤ 会議資料(のうち目標設定シートについて)

1回目に「目標設定シート①」による計画地の現状把握、2回目に「目標設定シート②」による景観形成指針への対応、3回目に「目標設定シート①②」により設定した景観形成の目標への対応をそれぞれ確認。

➤ 会議の進め方

①事業概要の説明→ ②周辺環境の説明→ ③計画に関するQAの流れ。

➤ 会議の所要時間

1案件あたり、会議全体で20分から40分、説明は15分までが目安。

景観ビジョン推進部会のまとめ

➤PDCAサイクル制度の対象事業

災害復旧事業でも、「本設」、「復興」などに該当するものは制度対象とする。

➤景観部局による景観配慮の働きかけ

大阪府公共事業景観形成指針の周知、事前相談における対応が必要。

➤景観形成の目標等の設定方法

原則として段階的に目標を設定。段階に応じて「目標設定シート①②」を作成。

➤景観アドバイザー会議の対象事業

会議の回数と受け入れ可能件数の兼ね合いを考え設定する。部分的な相談も可。

➤景観アドバイザー会議の開催時期及び回数

「義務」とする事業は、原則、3回実施。「希望」とする事業は、原則、初期段階で1回。

➤市町村景観アドバイザー制度との関係

市町村会議との兼ね合い、諮るタイミング等引き続き市町村と調整。

➤目標設定から工事完了までの対応

計画変更が生じた場合、景観部局は相談を受け付け景観アドバイザーへ確認を行う。

➤評価の手法、体制

事業部局は、工事が完了次第、目標達成状況を自己評価し、景観部局へ報告。

景観部局は景観アドバイザーに報告し、コメントを受ける。

➤事例の蓄積、活用方策

事業完了後、検討経過の概要を府ホームページ等で公表。

令和元年度第2回景観審議会での主な意見

■ 目標設定に関する意見

▶ 様式全般について（※評価シートも含む）

現時点から、シートの様式を固定するのではなく、アドバイザー会議を行う中で、適宜更新していくとよい。 ⇒適宜更新していく。

▶ シートの作成に関すること

アドバイザー会議に諮らない事業の目標設定シートを景観部局が事前に確認してはどうか。 ⇒景観部局により確認を行う。

▶ その他

道路環境の景観形成は、照明の色温度の影響が非常に大きい。

シート2の施設別指針の道路の項目に「色温度」という言葉を入れてほしい。

施設別指針の附属物の[照明施設のデザイン]という部分にも、「色温度」という言葉を入れるべき。 ⇒シート②の「照明方法」の注記を検討する。

■ 事業完了後の評価に関する意見

➤ 様式に関すること

- 評価シートには、「やるべきであったが出来なかったこと」「何が原因で出来なかったのか」を記載してはどうか。できたことの羅列だけでなく、出来なかったこととその原因を把握することで、それらを将来的に改善していくなど、アクションに繋がる。

⇒シート④(目標達成評価シート)を修正。

- 評価シートに、部分的にでも「景観に関する基本的な考え方」や「目標」なども記載してはどうか。 ⇒シート④(目標達成評価シート)を修正。

➤ 景観アドバイザーによる評価について

- (完成したものに対する)景観アドバイザーの検証は、実際に現地に赴いて実施するのか。 ⇒必要に応じて実地検証を実施。
- 「景観アドバイザーのコメント」は、モニタリング会議等を実施の上、記載するのか、写真などを確認の上、記載するのか。 ⇒会議により意見集約し、コメント記載。

➤ 事業担当による自己評価について

- A・B・C・Dの評価目安は、何度か試行錯誤していかねばならない。

⇒事例を積み上げ、目安を立てる。

■ 景観アドバイザー会議に関する意見

➤ アドバイザー会議に諮る事業の選定

- ・ 「景観形成上、影響が大きいもの」はアドバイザーと協議の上、決定されるということだが、どのように協議されるのか。 ⇒リストアップし、総合的に判断する。

➤ 景観アドバイザーについて

- ・ アドバイザーの組織を今後どのように確保していくのか。
⇒業界団体等の参加を募る。
- ・ 土木構造物といっても、河川や道路、公園緑化等、施設の種別によって、得意とされる方が異なる。アドバイザーは案件によって柔軟に対応できるとよい。
⇒対象案件によって柔軟にアドバイザーを選定。
- ・ アドバイスをする側へのガイドラインがあってもいいのではないか。
⇒事例を積み上げる中で検討する。

➤ 会議資料について

- ・ 会議資料によって、アドバイスできる内容も変わるため、試行の中で会議資料についても検討するとよい。 ⇒試行案件等を踏まえ、会議資料は適宜修正する。

■市町村との調整に関する意見

➤景観アドバイザー会議について

- 景観アドバイザー会議に希望があれば、市町村も同席可能としているが、基本計画などの事業の初期段階から市町村との意思疎通をしておくことが望ましい。
- 市町村として、希望と言わず積極的に府アドバイザー会議に関わって頂きたい。
- 市町村の役割と府の役割は、調整いただきたい。

⇒市町村が積極的に府アドバイザー会議に関わるよう調整する。

■その他の意見

➤土木構造物について

- 建築の場合は、設計監理で建築家が出来上がりまで、チェックしていくことが可能かもしれないが、土木構造物の場合は施工段階で微修正がかかることも多く、難しい場合がある。目を届かせて頂ければ、最後のところでひっくり返ることもないと思う。
- 土木構造物は、確かに難しい面もあるが、景観への影響は非常に大きく、(建築と土木が)一緒に協力して考えていくことが望ましい。
- 土木に関しては、景観への配慮を皆さん、とても意識している。そのような中で、土木構造物に対して景観アドバイスを行うことは非常に意味のあること。

➤設計担当・工事担当間での引継ぎについて

- 施工側の立場として言わせて頂くと、設計の担当から工事の担当に事業を引き継いでいく中で、景観を感じていく。Doの段階で書かれている「設計担当から工事担当への引継ぎ」はとても重要。

参 考

(令和元年度第2回審議会資料より)

公共事業PDCAサイクル制度の 各工程における方向性

公共事業PDCAサイクル制度の全体像（案）

府公共事業の構想 [事業部局]

景観に与える
影響等が
大きい事業

①

上記以外の事業

【 Plan 】

[景観部局]

大阪府公共事業景観形成指針の周知
景観配慮への働きかけ
景観部局による事前相談

[事業部局]

②
★目標設定シート①・②
景観形成の目標等の設定

景観形成の目標に沿った計画・設計
[事業部局]

③

[景観部局]

景観アドバイザー会議
(義務)
★アドバイス対応報告シート

[景観部局]

景観アドバイザー会議
(希望)
★アドバイス対応報告シート

目標等を踏まえた事業
の計画(事業部局内)

④

市町村景観アドバイザー制度
府市町村景観計画の協議・通知等

【 Do 】

府公共事業の実施
[事業部局]

⑤

景観形成の目標
の達成に向けた
公共事業の実施

目標達成について
自己評価し報告

★目標達成評価シート

府事業の景観
配慮の底上げ

景観部局の
技術の向上

⑦

【 Action 】

[景観部局]

景観形成に寄与した公共事業の事例を蓄積し、活用
職員の景観に関する技術力向上

- 景観形成に寄与した公共事業の事例の蓄積と発信
 - 景観アドバイザーへの報告結果(アドバイザーによるコメント)の周知
 - 景観に関する講習会の実施
 - 景観配慮の検討経過の公表
- など

評価結果
の蓄積・
活用

⑥

【 Check 】

[事業部局][景観部局]

景観形成に寄与した公共事業であるかの評価

- 事業部局による自己評価
事業部局は、工事完了次第、景観形成の目標達成の状況を自己評価し、景観部局へ報告。
- 景観アドバイザーによるコメント
景観部局は、事業部局による自己評価結果を取りまとめて景観アドバイザーへ報告し、アドバイザーからコメントを受ける。

【 Plan 】

公共事業PDCAサイクル制度の対象事業（＝目標を立てる事業） : ①

(方向性)

■対象施設

・府公有財産台帳に「建物」若しくは「工作物」として登録されている(される)施設

■対象とする事業規模等

大阪府の公共事業

公共事業PDCAサイクル制度

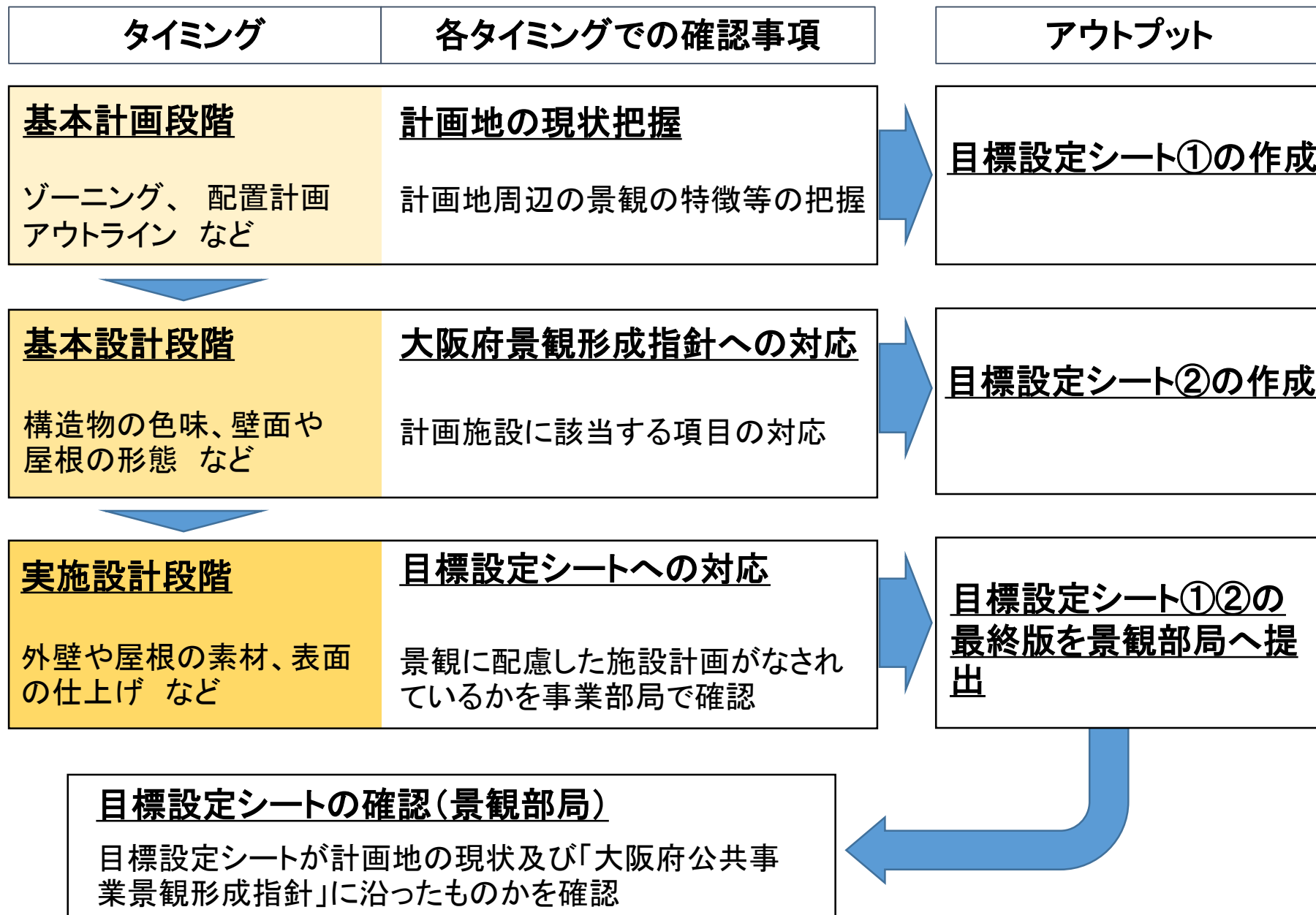
以下の事業について「景観形成の目標設定シート」を作成する。

- (1)大阪府建設事業評価※の評価対象となる事業(総事業費1億円以上)
ただし、地下構造物の築造等、周辺景観への影響がない若しくは極めて小さい事業については対象外とする。

※事業評価の対象外として記載のある災害復旧に係る事業のうち、
「本設」、「復興」などに該当するものは、本PDCA制度の対象とする

- (2)景観行政団体へ景観に関する届出を行う必要のある事業

「景観形成の目標等の設定」の方法 : ②



(方向性)

事業部局は、原則として、以下のとおり段階的に目標設定を進めることとし、
景観部局はそのために必要となる相談対応を随時行う

■基本計画段階

- ・計画地の現状把握を行い、「景観形成の目標設定シート①」を作成する
- ・景観アドバイザー会議に諮る事業は、会議までに景観部局へ「目標設定シート①」を提出する
(会議を受けて、修正があった場合、事業部局は目標設定シートの修正を行う)

■基本設計段階

- ・景観形成指針に沿った検討を行い、「景観形成の目標設定シート②」を作成する
- ・景観アドバイザー会議に諮る事業は、会議までに景観部局へ「目標設定シート①」及び「同シート②」を提出する
(会議を受けて、修正があった場合、事業部局は目標設定シートの修正を行う)

■実施設計段階

- ・目標設定シートで立てた目標に沿った施設計画となるよう、事業部局で確認しながら設計を進める
- ・景観アドバイザー会議に諮る事業は、会議までに景観部局へ「目標設定シート①」及び「同シート②」を提出する
(会議を受けて、修正があった場合、事業部局は目標設定シートの修正を行う)
- ・設計が完了した時点で、景観部局へ「景観形成の目標設定シート①」及び「同シート②」を提出する
- ・景観部局は、提出された目標設定シートが計画地の現状及び「大阪府公共事業景観形成指針」に沿ったものかを確認する

なお、上記の原則とは異なる進行による事業の場合は、例えば基本設計からスタートする事業においては基本設計段階でシート①、②の両方を作成するなど、それぞれの事業にあった適切なタイミングで目標設定を行う

景観アドバイザー会議の対象事業 : ③

(方向性)

■景観アドバイザー会議に諮る事業数(1年間あたり)

- ・「義務」とするものと「希望」によるものを合わせて、
1年間あたり6～12件を目安とし、事業内容に応じて調整することとする

■事業規模等

大阪府の公共事業

公共事業PDCAサイクル制度

景観アドバイザー会議 <「義務」とするもの>

- (1)大阪府建設事業評価の評価対象となる事業(1億円以上)のうち、原則、
全体事業費10億円以上が想定される事業
- (2)景観形成上の影響が大きいと想定される事業

※対象とする事業は、景観アドバイザーと協議の上、決定する

景観アドバイザー会議 <「希望」によるもの>

- ・事業規模によらず、事業課より希望のあった事業を対象とする

※ただし、対応可能な件数を上回る希望があった場合には、景観形成上の影響が大きいと景観部局が判断する事業を優先的に対象とする

景観アドバイザー会議の開催時期及び開催回数 : ③

(方向性)

■「義務」とする事業

- ・原則として下記のタイミングで景観アドバイザー会議を実施する(計3回)こととするが、事業内容により時期・回数を定めることができるものとする

①基本計画(概略設計)

敷地条件の整理が終わり、ゾーニングや配置計画、ボリュームスタディを行うタイミング

②基本設計(予備設計)

大まかな計画が定まったタイミング

③実施設計(詳細設計)

基本設計から変更となった条件について整理が終わったタイミング

■「希望」による事業

- ・原則として上記の①か②いずれかのタイミングで1回実施する

■設計者をプロポーザル方式によって選定する事業

- ・基本計画時に基本設計のプロポーザルの条件設定を行い、基本設計者が実施設計も行うことが多いことから、以下のフローでアドバイザー会議を実施

基本計画 (概略設計)	第1回アドバイザー会議 ・目標設定シート①
----------------	--------------------------



条件設定

プロポーザルの実施



基本設計 (予備設計)	第2回アドバイザー会議 ・目標設定シート①②
----------------	---------------------------



実施設計 (詳細設計)	第3回アドバイザー会議 ・目標設定シート①②
----------------	---------------------------

(方向性)

- ・アドバイスを踏まえて基本計画を進め、プロポーザルの条件を設定
- ・プロポーザル実施時に府から提示する書類(※)に、「設計時には有識者等による景観アドバイスを受けること」を明記。
(※業務委託特記仕様書(案)など)

- ・設計者は、基本設計段階に1回目の景観アドバイザー会議を受ける。
- ・設計者は、基本設計段階のアドバイスへの対応を確認するために、実施設計段階に2回目の景観アドバイザー会議を受ける。

■PFI事業

- ・PFI事業の導入可能性調査時に総合評価型一般競争入札の条件設定等を行い、設計時にアドバイザー会議を受ける下記の方向で、引き続き、事業部局等と検討

導入可能性調査	第1回アドバイザー会議 ・目標設定シート①
---------	--------------------------



入札



基本設計 (予備設計)	第2回アドバイザー会議 ・目標設定シート①②
----------------	---------------------------



実施設計 (詳細設計)	第3回アドバイザー会議 ・目標設定シート①②
----------------	---------------------------

(方向性)

- ・アドバイスを踏まえて導入可能性調査を進め、入札の条件を設定
- ・審査委員に景観の専門家を入れる。
- ・入札にあたり府から提示する書類(※)に、「設計時には有識者等による景観アドバイスを受けること」を明記。
(※要求水準書(案)など)

- ・設計者は、基本設計段階に1回目の景観アドバイザー会議を受ける。
- ・設計者は、基本設計段階のアドバイスへの対応を確認するために、実施設計段階に2回目の景観アドバイザー会議を受ける。

■設計者を設計競技方式(コンペ方式)によって選定する事業

- ・基本計画時にコンペの条件設定等を行い、設計時にアドバイザー会議を受ける下記の方向で、引き続き、事業部局等と検討

基本計画 (概略設計)	第1回アドバイザー会議 ・目標設定シート①
----------------	--------------------------



条件設定

コンペの実施



基本設計(予備設計) ・ 実施設計(詳細設計)	第2回アドバイザー会議 ・目標設定シート①②
-------------------------------	---------------------------

(方向性)

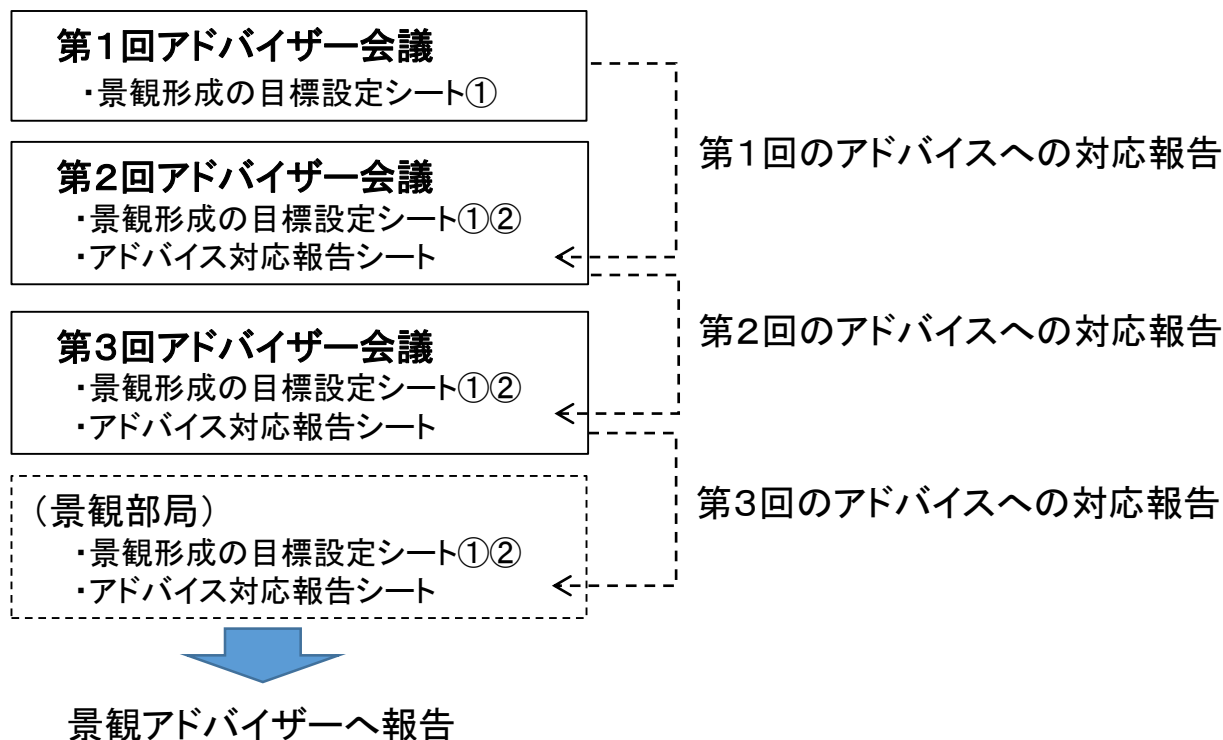
- ・アドバイスを踏まえて基本計画を進め、コンペの条件を設定
- ・審査委員に景観の専門家を入れる。
- ・コンペ実施時に府から提示する書類(※)に、「設計時には有識者等による景観アドバイスを受けること」を明記。
(※設計競技実施要領など)

- ・設計者は、設計段階に1回景観アドバイザー会議を受ける。

景観アドバイザー会議で受けたアドバイスへの対応報告 : ③

(方向性)

- ・アドバイスへの対応報告は次回の会議に「アドバイス対応報告シート」により行う
- ・設計が固まった段階で、「景観形成の目標設定シート」の最終版、及びアドバイス内容への対応状況を事業部局で確認し、景観部局へ報告
- ・景観部局は、それらを確認の上、景観アドバイザーへ報告



市町村景観アドバイザー制度との関係 : ④

(方向性)

■府景観アドバイザー会議(※)の対象かつ市町村景観アドバイザー制度の対象

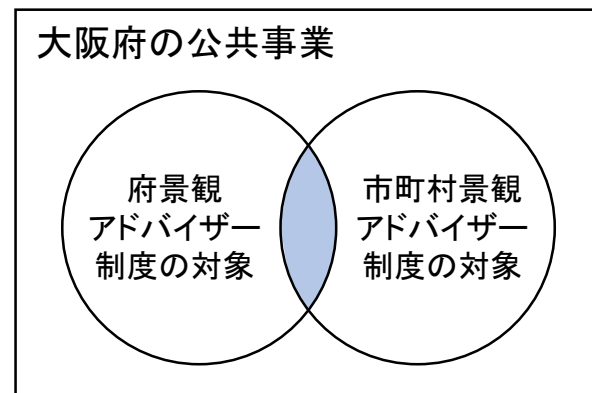
(※)義務、希望とも

○市町村との情報共有等

- ・市町村の景観担当窓口や景観に関する基準等、事業課等へ伝達・共有化
- ・希望があれば府景観アドバイザー会議に市町村の景観担当が同席

○会議のタイミング

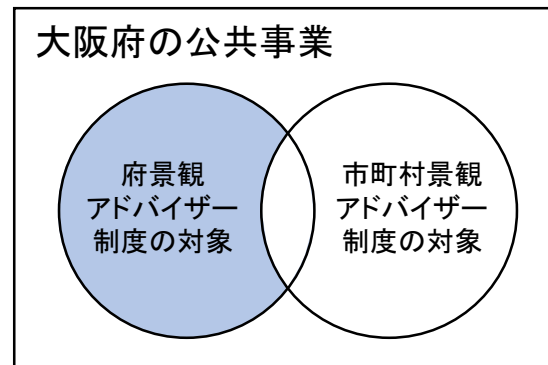
- ・市町村は、実施設計段階が多いが、府は基本計画段階より実施
- ・市町村会議に諮るタイミング等、引き続き市町村と調整



■府景観アドバイザー会議(※)の対象かつ市町村景観アドバイザー制度の対象外

○市町村との情報共有等

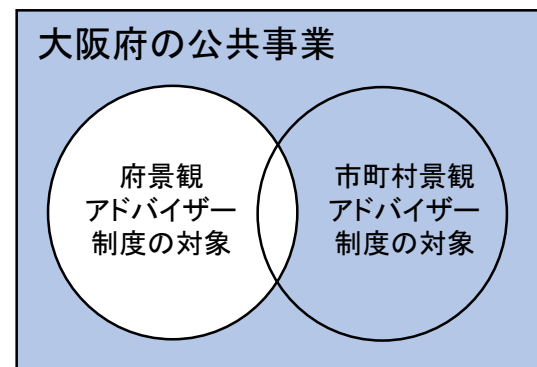
- ・市町村の景観担当窓口や景観に関する基準等、事業課等へ伝達・共有化
- ・希望があれば府景観アドバイザー会議に市町村の景観担当が同席



■府景観アドバイザー会議(※)の対象外

○市町村との情報共有等

- ・市町村の景観担当窓口や景観に関する基準等、事業課等へ伝達・共有化



【 Do 】

目標設定後、工事が完了するまでの対応：⑤

(方向性)

■設計担当から工事担当への景観に関する引継ぎ

- ・景観形成の目標設定シート、目標設定シートに基づく計画内容について、設計担当から工事担当へ内容を説明の上、書類を伝達

■景観形成の目標設定に関わる計画変更が生じた場合

○景観アドバイザー会議を受けた事業

- ・景観部局は、事業部局からの相談を受け付ける
- ・変更内容を鑑み、必要に応じて景観アドバイザーへの確認を行う

○景観アドバイザー会議の対象外で景観形成の目標設定のみを行った事業

- ・景観部局は、事業部局からの相談を受け付ける

【 Check 】

景観形成に寄与した公共事業であるかの評価の手法、体制 : ⑥

(方向性)

- ・事業部局は、工事が完了次第、景観形成の目標達成の状況を「景観形成の目標設定シート」及び「景観形成の目標達成評価シート」により、自己確認(評価)し、景観部局へ報告する
- ・景観部局は、それらを確認の上、取りまとめた結果を定期的に景観アドバイザーへ報告し、景観アドバイザーより、目標の立て方や自己評価の結果、完成した施設等への総合的なコメントを受ける

【 Action 】

事例の蓄積、活用等の具体的な方策 : ⑦

(方向性)

■ 景観形成に寄与した公共事業の事例の蓄積と発信

- ・目標設定やそれらへの対応状況、自己評価等の情報を蓄積するとともに、庁内ポータルサイト等で紹介する

■ 景観アドバイザーへの報告結果(アドバイザーによるコメント)の周知

- ・景観アドバイザーによるコメント等の情報を蓄積するとともに、庁内ポータルサイト等で紹介する

■ 景観に関する講習会の実施

- ・現地でのレビュー実施など、府職員を講師とした講習会を開催する
- ・有識者による講習会を開催する

■ 検討経過の公表

- ・事業完了後、景観配慮の検討経過の概要を府ホームページ等で公表する

参 考 情 報

■大阪府建設事業評価について

大阪府建設事業評価実施要綱

(目的)

第1条 建設事業評価は、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第2条 建設事業評価は、府又は府が設立する地方独立行政法人が実施する建設事業（総事業費1億円以上の事業に限る。ただし、災害復旧、補修、改修及び維持管理に係るものを除く。）を対象とする。

2 前項の評価の事業単位は、国の評価実施要領等の取扱いに準ずることとする。

■大阪府における公共事業の件数(府建設事業評価(事前評価)の対象件数)

年度	府建設事業評価(事前評価)の実施件数		
		全体事業費 10億円以上	全体事業費 1～10億円未満
H30	10件	4件	6件
H29	9件	3件	6件
H28	22件	12件	10件
H27	19件	5件	14件
H26	17件	8件	9件
合計	76件	31件	45件
平均(／年)	15.4件	6.4件	9件

■府内の景観行政団体へ景観法に基づく通知を行った府有施設の件数

年度	通知件数
H30	17件
H29	21件
H28	32件
平均(／年)	23.3件

■アドバイザー会議において、1年間に対応可能な件数の目安

公共事業アドバイス部会の開催回数	・・・概ね2回／年
公共事業アドバイス部会の所要時間	・・・120分／回
景観アドバイザー会議の1件あたりの所要時間	・・・20～40分



- ・1回の公共事業アドバイス部会に対応可能な件数は3～6件程度
- ・1年間に対応可能な件数は6～12件程度

なお、部分的な相談のみ等の簡易版については、上記の件数の外として対応することも可能とする

■他府県における規模設定の事例:山梨県

(対象事業)

第3条 公共事業景観検討を実施する事業は、次の各号に定めるところにより選定するものとする。

- (1) 公共事業評価会議に諮った事前評価（調査）案件のうち、全体事業費が10億円以上となる可能性のある事業
- (2) 公共事業評価会議に諮った事前評価（調査）案件のうち、「公共事業景観検討実施要領の運用（以下、運用という）」に示す一定規模以上などの構造物が生ずるものについて、景観づくり推進室長が必要であると認めたもの
- (3) 築造する構造物が見える重要な視点場が存在すると景観づくり推進室長が認めたもの
- (4) 県土整備部が実施する他部局の公共事業のうち、当該部局が景観アドバイザー会議の対象とすることを希望するもの
- (5) 事前評価（調査）時に公共事業評価会議に諮ることはなかったが、事前評価（事業）時に公共事業評価会議に諮った案件で、全体事業費が10億円以上となる事業
- (6) その他特に必要と認められる事業

「公共事業景観検討実施要領」より

⇒実際に景観アドバイザー会議に諮っている事業は、上記のうち、特に景観への影響が大きい、比較的大きな公共事業

■市町村と府のアドバイザー制度の関係について

《市町村アンケートの実施》

- ▶ 景観行政団体且つ景観アドバイザー制度をもつ市町村 ……11市
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、
箕面市、藤井寺市、交野市
- ▶ 景観行政団体且つ景観アドバイザー制度を持たない市町村 ……6市1町
高槻市、泉佐野市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、東大阪市、太子町

《アンケート内容》

- ▶ 対象事業の選定について
- ▶ 景観配慮に関する府庁内での情報共有について
- ▶ 景観形成に関する目標設定について
- ▶ 大阪府における景観アドバイザー制度について
- ▶ その他の意見

《市町村からの主な意見》

府景観アドバイザー会議と市町村景観アドバイザー会議の関係

府景観アドバイザー会議を市町村景観アドバイザー会議に替えることは…

- ◆ 可能と思われる (3件)
- ◆ 検討する余地はある (5件)
- ◆ 替えることはできない (1件)
- ◆ その他 (2件)

※回答に添えられたコメント

(回答:可能と思われる)

- ・市景観アドバイザー会議は任意制度のため可能と思われる

(回答:検討する余地はある)

- ・府景観アドバイザー会議での議論内容について整理が必要

(回答:その他)

- ・景観法及び市町村景観条例並びに景観条例等施行規則に基づき適正な法手続きを願いたい
- ・市景観アドバイザー会議について、対象事業を定める規定がなく、景観関連の協議や手続きにおいて、任意で実施しているため

府景観アドバイザー会議でのやり取り

- ◆ 市町村へ共有した方がよい (13件)
- ◆ 特段共有は要しない (4件)

府景観アドバイザー会議への市町村景観担当の同席

- ◆ 同席を希望する (12件)

※上記には、以下の回答を含む

- ・府景観アドバイザー会議の実施を市町村アドバイザー会議に替える場合は同席を希望する
- ・案件により同席を希望する
- ・傍聴での同席であれば議事録の提供のみでよいが、会議で発言できる立場での同席であれば、同席を希望する

- ◆ 同席を希望しない (5件)